

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 35 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(21)及び(22)を次のように改める。

(21)及び(22) 削除

様式第4号の5備考以外の部分中

「

滞 納 金 額	年度	税 目	期(月) 別	納期限	税 額	延 滞 金 額	滞納処 分費	摘 要
					円	円 (起算日 月 日)	円	
						円 (起算日 月 日)		
						円 (起算日 月 日)		
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうちあなたが納付(納入)すべき金額					円に延滞金額及び滞納処分費を加えた額			

を

」

滞 納 金 額 等	税 目	年度	相当	月	期	納期限	税額又は 納入金額	延滞金	滞納処 分費	納税者 コード
							円			
	合 計									
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額等のうちあなたが納付(納入)すべき金額							円に備考による延滞金額及び滞納処分費を加えた額			

に

改め、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第4号の6備考以外の部分中

上記納税者(特別徴収義務者)に係る第二次納税義務者として納付(納入)すべき金額	円に備考による延滞金額(起算日 月 日)及び滞納処分費( 円)を加えた額
---	--------------------------------------

を

「

滞 納 金 額 等	税 目	年度	相当	月	期	納期限	税額又は 納入金額	延滞金	滞納処 分費	備 考
							円			
		合 計								
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額等のうちあなたが納付(納入)すべき金額							円に備考による延滞金額及び滞納処分費を加えた額			

に

」

改める。

様式第6号の2及び様式第6号の3を次のように改める。

様式第6号の2

徴収猶予申請書

(あて先)京都市	(区)長	年 月 日
申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー

地方税法第15条 <input type="checkbox"/> 第1項 の規定により徴収猶予を申請します。 <input type="checkbox"/> 第2項								
納付すべき徴収金額	税 目	年度	期別	月	期	納 期 限	税 額 円	延 滞 金 額 円
徴 収 猶 予 申 請 額			円					
徴 収 猶 予 申 請 期 間			年 月 日から 年 月 日まで ( 月間)					
徴 収 猶 予 申 請 理 由								
納 付 計 画	回数	年 月 日	金 額 円	回数	年 月 日	金 額 円		
備 考								
納 付 方 法								

徴収猶予期間延長申請書

(あて先)京都市 (区)長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)  電話 ー ⑩

地方税法第15条第3項の規定により徴収猶予期間の延長を申請します。									
徴収猶予期間の延長を受けようとする徴収金	税目	年度	相当	月	期	納期限	税額 円	延滞金額 円	
徴収猶予延長申請期間		(当初) 年 月 日から 年 月 日まで ( 月間)						(延長による期間) 年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月間)	
徴収猶予延長申請理由									
納付 計 画	回数	年 月 日	金額 円	回数	年 月 日	金額 円			
備考									
納付方法									

様式第12号注以外の部分を次のように改める。

延滞金減免申請書

(あて先)京都市	(区)長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)  電話 ー ⑩

次のとおり延滞金の減免を申請します。								
税 目	年度	相当	月	期	税 額	納期限	納付日	延 滞 金 額
					円			円
合 計								
減免を受けようとする理由及び期間								

様式第21号及び様式第22号を次のように改める。

様式第21号及び様式第22号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)